

第七十七回国会 建設委員會議録第九号

昭和五十一年五月十九日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 渡辺 栄一君

理事 天野 光晴君 理事 内海 英男君

理事 梶山 静六君 理事 服部 安司君

理事 井上 普方君 理事 福岡 義登君

理事 浦井 洋君

大村 襄治君 齊藤滋与史君

三枝 三郎君 塩谷 一夫君

田中 覚君 谷川 和穂君

渡海元三郎君 中尾 宏君

中村 弘海君 松野 幸彦君

佐野 憲治君 清水 徳松君

中村 茂君 柴田 睦夫君

瀬崎 博義君 新井 彬之君

北側 義一君 渡辺 武三君

出席國務大臣

建設 大臣 竹下 登君

出席政府委員

建設大臣官房長 高橋 弘篤君

建設省都市局長 吉田 泰夫君

建設省都市局参事官 森田 松仁君

委員外の出席者

建設委員会調査室長 曾田 忠君

五月十四日

街路事業の促進に関する請願(小沢貞孝君紹介)

(第四三六号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第四三八七号)

同(吉川久衛君紹介)(第四三八八号)

同(倉石忠雄君紹介)(第四三八九号)

同(羽田夜君紹介)(第四三九〇号)

同(中澤茂一君紹介)(第四五一二号)

第一類第十二号 建設委員會議録第九号 昭和五十一年五月十九日

同月十五日

街路事業の促進に関する請願(小坂善太郎君紹介)(第四八〇五号)

同月十七日

街路事業の促進に関する請願(林百郎君紹介)(第五〇三六号)

同月十八日

公営住宅の建設に関する請願(梅田勝君紹介)(第五四五三号)

住宅問題の抜本的解決に関する請願(小林政子君紹介)(第五五四四号)

は本委員会に付託された。

五月十八日

公営住宅の入居者収入基準改定等に関する陳情書(愛知県議会議長石川松次郎)(第二九二二号)

一人暮らし老人の公営住宅入居に関する陳情書(福岡県議会議長後藤保)(第二九三三号)

ツープイフォー工法普及のための建築基準法改正に関する陳情書(長野市真島町台二四〇長野県ツープイフォー協会会長小池浩)(第二九四号)

金精道路の冬期開通に関する陳情書(栃木県議會議長和知好美)(第二九五号)

小規模河川の改修工事促進等に関する陳情書(長岡京市議會議長浅田清)(第二九六号)

瀬戸大橋の架橋促進等に関する陳情書(香川県議會議長小磯治芳)(第二九七号)

北関東地域の総合開発推進に関する陳情書(栃木県議會議長和知好美)(第二九八号)

豊中市庄内地域の再開発事業推進に関する陳情書(豊中市議會議長西中卓次)(第二九九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)(參議院送付)

○渡辺委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は去る十四日終了しております。

これより本案を討論に付するのでありますが、討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出、都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○渡辺委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、内海英男君、福岡義登君、浦井洋君、北側義一君及び渡辺武三君から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者内海英男君から趣旨の説明を求めます。内海英男君。

○内海(英)委員 ただいま議題となりました都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してあります。

御承知のとおり、都市における自然の保全、都市の安全性の確保等都市環境の改善を図るためには、公園、緑地の整備を緊急かつ強力に推進する必要がありますが、遺憾ながらわが国における都市公園の整備状況は、まだ著しくおくれであり、特に大都市においては、諸外国の十分の程度という低い水準にあります。

ただいま議決されました本法律案は、このような事態に対処するため、現行の計画を改定し、新たに昭和五十一年度を初年度とする第二次都市公園等整備五カ年計画を策定すること及び国も都市公園を設置することができること等をその内容とするものでありますが、これらの改正内容をさらに実効あるものとするため、政府は、法の施行に当たっては次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期するよう強く要望するものであります。

すなわち第一点は、公園・緑地の整備の緊急性にかんがみ、その事業量の拡大を図るとともに、補助対象範囲の拡大、補助率の引き上げ等に努めること。第二点は、国有地の活用について配慮すること。第三点は、防災的役割を持つ公園・緑地の整備について万全を期すること。第四点は、総合的な都市緑化対策を推進すること等でありま

す。

以上で趣旨の説明を終わります。委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

(案)

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 公園・緑地の整備の緊急性にかんがみ、事業量の拡大を図るとともに、地方公共団体の財政負担を軽減するため、補助対象範囲の拡大、補

助率の引上げ、起債の充当率の引上げ等に努めること。

二 公園・緑地の用地確保にあつては、国・公有地の活用について配慮するとともに、特に河川敷、返還基地、筑波研究学園都市移転機関の跡地等をできるだけ公園等の用地に充てること。

三 都市における公害及び災害の防止の緊急性にかんがみ、特に防災的役割を持つ公園・緑地の整備については万全を期すること。

四 近年の都市化に伴う緑の減少による生活環境の悪化にかんがみ、都市における計画的な緑の創出と保全を図るため、総合的な都市緑化対策を推進すること。

○渡辺委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し、別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よって、内海英男君外四名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣から発言を求められておりますのでこれを許します。竹下建設大臣。

○竹下國務大臣 本法案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれては熱心な御討議を賜り、ただいま全会一致をもって議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきましては、今後その趣旨を生かすよう努めるとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を体し、都市公園整備の緊要度について十分配慮しながら今後の運用に万全を期して努力する所存でございます。

ここに、本法案の審議が終わるに際し、委員長を初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝

の意を表し、ごあいさついたします。ありがとうございますございました。(拍手)

○渡辺委員長 なお、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡辺委員長 次回は、来る二十一日金曜日午前十時理事會、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十八分散會